

会報  
全住協

2022  
7月



一般  
社団法人

全国住宅産業協会

## 第10回定時総会を開催

当協会は、6月7日にホテルニューオータニにおいて定時総会を開催した。

本年度の総会は、新型コロナウイルス感染防止のため、役員に限定して開催し、委任状を含め256社の出席があった。

議事は「第1号議案 令和3年度事業報告及び決算承認の件」「第2号議案 役員補選の件」を全会一致で承認し、「令和4年度事業計画及び予算の件」の報告を行った。

この後、優良事業表彰及び優秀社員表彰を行い、馬場会長から表彰状と記念品が授与された。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、総会後の懇親パーティーはあらかじめ中止された。

### 【優良事業表彰】

#### 〈戸建分譲住宅部門(中規模)〉

「Komichi no 小町 古河市下辺見6期7期」  
(ケイアイスター不動産(株))  
「グローイングスクエア祖師谷アミュゼ」  
(株細田工務店)

#### 〈中高層分譲住宅部門(大規模)〉

「モントーレ香椎浜サーフタワーセンターコート」  
(西武ハウス(株))

#### 〈中高層分譲住宅部門(中規模)〉

「ステージグランデときわ台アジュールコート」  
(株アーバネットコーポレーション)  
「ミオカステーロ都筑ふれあいの丘」  
(山田建設(株))

#### 〈中高層分譲住宅部門(小規模)〉

「ピアース日黒青葉台」  
(株モリモト)

#### 〈中高層分譲住宅部門(ワンルーム)〉

「SYFORME SUMIYOSHI」  
(株シーラ)

#### 〈不動産関連事業部門〉

「PLAFUS吉祥寺」  
(株荒井商店)

#### 〈企画・開発部門〉

「学生たちが本気で住まいを考え実際の戸建住宅を創るプロジェクト」  
(九州八重洲(株))  
「tbcハウジングステーション仙台駅東口展示場事業等」  
(大東住宅(株))

### 【優秀社員表彰】

(株)サンセイランディック	國分 範子
日神管財(株)	山崎 翔一
(株)日神グループホールディングス	中川 和希
(株)ニッテイライフ	小安 成美
	竹中 衛
	盛田 和加
	村上 理紗



▲第12回優良事業表彰



▲令和4年度優秀社員表彰

## 建築物省エネ法の改正について

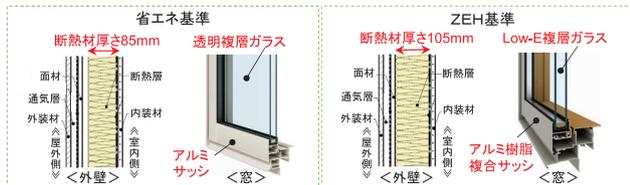
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(建築物省エネ法)が可決成立した。法律の概要は以下のとおり。

### 1. 背景・必要性

- (1) 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速
- (2) 併せて、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進し、吸収源対策の強化に寄与

### 2. 法律の概要

- (1) 省エネ対策の加速【建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法】
  - ①省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導
    - ・全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け(現行は中大規模の非住宅)
    - ※十分な準備期間を確保



戸建住宅の外壁・窓の断熱仕様の例(東京の場合)

- ・トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)の拡充、誘導基準の強化等を通じ、ZEH・ZEB水準へ誘導
- ・販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

- ②ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進
  - ・省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設
  - ・市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築主へ再エネ導入効果の説明義務を導入
  - ・省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化
- (2) 木材利用の促進【建築基準法・建築士法】
  - ①防火規制の合理化
  - ②構造規制の合理化
- (3) その他
  - 省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備等

### 3. 目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与

- 2013年度からの対策の進捗により、建築物に係るエネルギー消費量を約889万k1削減(2030年度)

●国土交通省ホームページ

[URL]

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000920.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000920.html)

### 目次

- ・第10回定時総会を開催…………… 1
- ・建築物省エネ法の改正について…………… 2
- ・所有者不明私道への対応ガイドライン改訂版の公表について…………… 3
- ・明海大学企業推薦特別入学試験について… 6
- ・令和4年度宅地建物取引士資格試験について… 6
- ・第12回優良事業表彰受賞プロジェクト紹介(ケイアイスター不動産(株)、(株)細田工務店)… 7
- ・協会だより…………… 9

## 所有者不明私道への対応ガイドライン改訂(民法改正)

# 所有者不明私道への対応ガイドライン改訂版の公表について

法務省は令和4年6月7日、「所有者不明私道への対応ガイドライン」の改訂版(第2版)を公表しました。

改正民法が令和5年4月1日から施行されることを踏まえたものです。共有私道は、補修工事などを行う場合に、共有の規定が不明確で、これまで全員同意を得る運用がなされてきましたが、令和3年の民法改正で共有制度が見直され、保存行為は各共有者の単独で可能に、管理、軽微な変更は過半数合意等ルールが明確化されました。各種新制度の内容を詳しく紹介するとともに、共有私道の工事に関する支障事例における具体的な適用関係が示されているほか、改正民法の施行前における対処法も併せて示されております。また、実務上問題となることが多いと指摘される事例を新たに追加したほか、共有私道の管理に関連する所有者不明土地対策について幅広く紹介されております。

## 民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要 (所有者不明土地関連法の施行期日について)

法務省民事局  
令和3年12月

■ 民法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第24号)

■ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 (令和3年法律第25号)

令和3年4月21日成立  
同月28日公布

### 【両法律の概要】

所有者不明土地の**発生予防**と**利用の円滑化**の両面から総合的に民事基本法制を見直し

#### 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し(発生予防)

##### ① 相続登記の申請義務化

- 相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策をパッケージで併せて導入

##### ② 住所等の変更登記の申請義務化

- 他の公的機関(住基ネット等)から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする方を併せて導入

(公布後5年を超えない範囲内で政令で定める日)  
※今後、政令を制定

(①につき)

令和6年4月1日施行

#### 土地利用に関連する民法の規律の見直し(土地利用の円滑化)

##### ① 財産管理制度の見直し

- 所有者不明土地管理制度、管理不全土地管理制度等の創設

##### ② 共有制度の見直し

- 共有者不明の共有地の利用の円滑化

##### ③ 相隣関係規定の見直し

- ライフラインの設備設置権等の規律の整備

##### ④ 相続制度の見直し

- 長期間経過後の遺産分割の見直し など

令和5年4月1日施行

#### 土地を手放すための制度の創設(発生予防)

- 相続土地国庫帰属制度の創設  
相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

令和5年4月27日施行

## 所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策

民法の改正

### 不明共有者がいる場合への対応

- ▶ 不明共有者がいる場合には、利用に関する共有者間の意思決定や持分の集約が困難

#### ○ 共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備

- ・ 裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設する。
- ・ 裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設する。  
⇒ 不明共有者がいても、共有物の利用・処分を円滑に進めることが可能になる。

#### 共有制度の見直し

## 所有者不明私道への対応ガイドライン(第2版)

### 改正前民法・旧ガイドライン

- いわゆる共有私道で補修工事等を行う場合に、改正前民法の共有の規定等の解釈が必ずしも明確でなく、事実上、共有者全員の同意を得る運用がされていたため、支障が生じていた  
⇒ 研究会においてケーススタディを行い、平成30年1月当時の法解釈を示した  
(旧) 所有者不明私道への対応ガイドラインをとりまとめ、公表  
(改正前民法のルール)

保存	管理	変更
各共有者が <b>単独</b> で可能	各共有者の持分の価格に従い、 <b>過半数</b> で決する	共有者 <b>全員</b> の同意が必要

### 令和3年民法改正

- 土地の利用の円滑化の観点から、以下の各制度について様々な見直しを実施

**R5.4.1施行**

#### 共有制度の見直し

- ・ 共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化（下図）
- ・ 賛否不明共有者以外の共有者による管理の仕組み
- ・ 所在等不明共有者以外の共有者による変更・管理の仕組み等

保存	管理（広義）		変更 （軽微以外）
	管理（狭義）	変更（軽微）	
各共有者が <b>単独</b> で可能	各共有者の持分の価格に従い、 <b>過半数</b> で決する		共有者 <b>全員</b> の同意が必要

#### 財産管理制度の見直し

- ・ 所有者不明土地管理制度の創設
  - ・ 既存の相続財産管理制度の合理化 等
- ※令和4年改正所有者不明土地特措法と併せて、関連する財産管理制度の申立権を市町村長等に付与

#### 相隣関係規定の見直し

- ・ 隣地でのライフラインの設備設置・使用权に関するルールの整備
- ・ 越境してきた竹木の枝を土地所有者が自ら切り取ることができるルールの整備 等

### ガイドラインの改訂

- 改正民法の解釈を明確化し、具体的なケースにおける法の適用関係を示すべく、**共有私道の保存・管理等に関する事例研究会**（座長：松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授）を再開して検討を進め、**令和4年6月7日付けでガイドラインを改訂**
- 改訂ガイドラインを法務省HPで公開するとともに、関係省庁・関係団体と連携して地方公共団体・事業者等に周知していく
- **法務省ホームページ**  
複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書  
～所有者不明私道への対応ガイドライン～  
【URL】 <https://www.moj.go.jp/content/001374239.pdf>
- 【改訂ガイドラインのポイント】
  - 改正民法の内容・解釈につき、コラムや図を用いてわかりやすく解説
  - 私道の管理において問題となる全37事例につき、改正民法下での対処法を詳細に説明（改正前民法下での対処法も併記）
  - 私道の管理の円滑化に役立つ政府・地方公共団体の取組をコラムで紹介

改訂ガイドラインの概要

【目次】

第1章 共有私道とその実態

- 1 共有私道の意義
- 2 実態調査（平成29年度）

第2章 共有私道の諸形態と民事法制

- 1 民法上の共有関係にある私道（共同所有型私道）
- 2 民法上の共有関係にない私道（相互持合型私道）
- 3 団地の法律関係
- 4 財産管理制度等
  - (1) 不在者財産管理制度
  - (2) 相続財産管理（清算）制度
  - (3) 会社法等に基づく清算制度
  - (4) 所有者不明土地管理制度

第3章 ケーススタディ（全37事例）

- 1 私道の舗装に関する事例（10事例）
- 2 ライフラインに関する事例（19事例）
  - 【上水道関係】
  - 【下水道関係】
  - 【ガス事業及び導管関係】
  - 【電気事業及び電柱関係】
- 3 その他（8事例）

① 共同所有型私道

私道全体を複数の者が所有し、民法の共有の規定が適用されるもの（図1）

- ・共有物の利用の円滑化を図る改正民法の諸制度について、詳細に解説。

共有制度の見直し関係

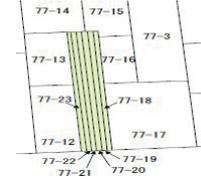
図1



② 相互持合型私道

私道が複数の筆から成っており、隣接宅地の所有者等が、私道の各筆をそれぞれ所有し、相互に利用させ合うもの（図2）

図2



- ・財産管理制度を利用し、裁判所が選任する財産管理人から私道の工事等の同意を得ることが可能。
- ・改正民法で創設された所有者不明土地管理制度の要件・手続等について、詳細に解説。
- ・併せて、所有者不明土地特措法において、市町村長等は、利害関係の有無を問わず、財産管理人の選任請求をすることが可能とされていることを紹介。

財産管理制度の見直し関係

- ・ライフラインの設備設置・使用権のルールの内容等を解説するとともに、設備設置権が成立する場合には、隣地所有者の承諾書がなくとも民法上は設備設置が可能であることや、隣地所有者から不当な承諾料を求められても応ずる義務はないことを明記。

相隣関係規定の見直し関係

共同所有型私道における対処例

**舗装の修復 (事例1)**

保存行為であり、単独で可

**私有水道管の新設 (事例11)**

持分に応じた使用として単独で可

**公共下水管の新設 (事例23)**

共有物の管理に関する事項に当たり、共有者の持分の過半数で決する

**舗装の新設 (事例5)**

軽微変更に当たり、共有者の持分の過半数で決する

**樹木の伐採 (事例34)**

軽微変更に当たり、共有者の持分の過半数で決する

改正前民法では  
全員同意が必要  
とされていたケース

## 明海大学企業推薦特別入学試験について

当協会は明海大学との「不動産学」の教育・研究に関する協定の一環として例年、総合型選抜(企業推薦)要項に基づき明海大学不動産学部への志願者を推薦している。本年度の企業推薦特別入学試験の概要等は以下のとおり。

### 1. 出願条件

明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者。

### 2. 試験科目

小論文、面接

※小論文、面接、提出書類等の評価を総合的に判断し、合格を決定する。

### 3. 入学検定料

30,000円

### 4. 願書受付期間等

(1) A日程

願書受付期間 令和4年10月27日(木)  
～11月9日(水)

試験日 令和4年11月27日(日)

合格発表日 令和4年12月1日(木)

(2) B日程

願書受付期間 令和5年2月21日(火)  
～3月3日(金)

試験日 令和5年3月16日(木)

合格発表日 令和5年3月17日(金)

### 5. 募集人員

20名(A・B日程合計)

### 6. 資料請求・問合せ

(一社)全国住宅産業協会 事務局

TEL 03-3511-0611(担当 岩脇)

明海大学浦安キャンパス入試事務室

TEL 047-355-5116

## 令和4年度宅地建物取引士資格試験について

(一財)不動産適正取引推進機構

### 1. 試験案内

郵送申込みの場合は試験案内を入手してください。配布期間は、令和4年7月29日(金)まで。

### 2. 申込み方法

#### インターネット申込み

令和4年7月19日(火)21:59まで

※インターネット申込みは24時間利用可能です。

#### 郵送申込み

令和4年7月29日(金)まで

※簡易書留郵便で送付されたもので、消印が上記期間中のもののみ受け付けます。

### 3. 受験手数料

8,200円

### 4. 試験日時

[10月試験] 令和4年10月16日(日)

[12月試験] 令和4年12月18日(日)

13:00～15:00まで(2時間)

※ただし、登録講習修了者は、13:10～15:00まで(1時間50分)。

※当日は注意事項の説明がありますので、12:30までに着席してください。

### 5. 合格発表

[10月試験] 令和4年11月22日(火)

[12月試験] 令和5年1月30日(月)

●(一財)不動産適正取引推進機構ホームページ  
[URL]

<https://www.retio.or.jp/>

## 優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第12回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

### 優良事業賞

戸建分譲住宅部門(中規模)

Komichi no 小町 古河市下辺見6期7期  
(ケイアイスター不動産株)



#### 【事業コンセプト】

本地は小学校や買い物施設も多く、充実した環境の中にある南北2方向接道の整形地である。競合他社が多い中で明確なコンセプトで差別化を図った。子育て世帯が多い地域であることから、街で子供を育てる「街育」の発想のもと住民間交流が自然と行われる仕組みを街に施した。具体的には街並みに小路を張り巡らせ各棟のアプローチを兼ねた共有地とした。小路を介して挨拶などの交流が生まれ自然とコミュニティが育まれることを目指した。日常の何気ない交流が震災など有事の際の互助につながると考えている。

本物件は弊社商品の中でも特異なコンセプトであったため、販売担当者と綿密に打合せを行い、本物件のコンセプトをご理解いただけるお客様をターゲットに集客・商談を実践した。小路にドローン飛ばして動画撮影を行った「散策動画」は多くの顧客の興味を引いた。弊社において従来にないコンセプトと共有地の新しい形を見出すことのできる事業となった。

#### 【商品企画】

南北2方向の接道を擁する本地の特徴を活かし、街並みに柵目状に小路を配した。従来では境界と建物「間」でしかない土地が、「小路」という特別な空間に変わる。建物と建物の間の死角がなくなることで防犯面でも住民の安心に寄与する。小路に車の進入はできない計画のため小路は子供の恰好の遊び場となる。大人も子供も安心の街並みをデザインした。建物間取りは小路につながるように計画している。南道路の区画は北側に坪庭を設け、和室等から坪庭を経由して小路につながっていく。

古河市は江戸時代の城下町であり街の随所に古き良き時代の面影を残す。その街並みに調和する建物をベースに、植栽や街灯りによって四季折々の小路の風景を創出した。

#### 【事業成果】

##### ◆事業の成功度

ネット公開からおよそ半年で完売。

##### ◆事業の社会的評価

立地条件も良く反響数42件と注目度も得られた。そのうち来場34件と歩留まりも良かった。

##### ◆消費者ニーズへの適合性

共有地のある物件は過去に何度か事例があり、プライバシーや持ち分の点でネックがあり販売が長期化する傾向があった。その点本事業の「小路」という共有地はお客様にも受け入れられて半年で完売に至っている。

##### ◆事業コンセプト反映度

街並み景観の仕上がりも良く、特別感のある分譲地に仕上がった。お引渡し済みのお客様からも、コンセプトと街並みデザインへの共感を得た。

#### 【規模概要】

住 所	茨城県古河市下辺見字東畑2477-16 ほか
敷地面積	192.85~211.11㎡
延床面積	108.47~115.92㎡
構造規模	木造軸組工法2階建
住戸総数	12戸

## 優良事業賞

戸建分譲住宅部門(中規模)

### グローイングスクエア祖師谷アミューゼ (株)細田工務店



#### 【事業コンセプト】

駅周辺のにぎやかな商店街や、緑豊かな公園など暮らし心地の良さが人気の祖師谷大蔵。教育施設も近く、生活利便性の高い立地に位置した計画地は、四方を幅5m・6mの道路に接した開放感のある街区となっています。

その恵まれた住環境の地に「共働き子育てファミリーに向けた暮らしアイデア」をテーマにした全12邸の住まいを計画しました。

- ①オリジナリティのあるスタイリッシュな外観意匠
- ②建込感を感じさせない配棟・外構計画
- ③子育て家族に優しいプラン提案
- ④広がり感のある空間設計
- ⑤環境に優しい高性能住宅(東京ゼロエミ住宅)

5つを柱とし、Withコロナ等で多様化するライフスタイルに合わせ、暮らしのアイデアを詰め込んでいます。また、今回新しい外観意匠に挑戦し、スタイリッシュで高級感のある街並みを創出しました。

#### 【商品企画】

##### 【広がり感のある空間設計】

キッズコーナー、テレワークルームなどフレキシブルに活用できるLATOスペースのほか、

壁を仕切ることによって、部屋数を増やすことができる2ドア1ルームプランを採用。生活に自由度の高いプランニングとした。

##### 【オリジナリティのある外観意匠】

白、紺、茶をベースに軒の出をなくし、片流れ屋根を組み合わせシャープなフォルムを演出。都会的でスタイリッシュな外観意匠とした。

##### 【外構計画】

周辺の緑豊かな環境に調和するよう、草花・中高木を配した彩り豊かな植栽と、自然石を乱形に配したリズムカルな外構デザイン。

##### 【高性能住宅】

外皮平均熱貫流率0.70W/m<sup>2</sup>・K以下の断熱性能を確保し、室内の温度差を小さくし、ヒートショックの予防など、暮らしている人の快適性の向上と健康の維持を補助。

##### 【事業成果】

供給価格が高額になるエリアにおいて、「最寄り駅まで徒歩21分」と駅まで距離・時間を要するため、計画時に面積・区割りを調整し、「3LDK」ベースに共働き子育てファミリーに向けた暮らしアイデアを追求した商品を計画することで、訴求力を高めました。

Withコロナという時世にあった住まい方提案として、テレワークスペース、1階洗面台の採用、ロボット掃除機置場、スマホステーションと言った細かな配慮を各邸に盛り込んでいます。

また、新たな外観意匠に挑戦し、来場者のアンケートでは82%の方に高い評価をいただくことができました。

2棟は建築中にご成約をいただいております、販売から3か月という早期の完売を達成いたしました。

##### 【規模概要】

住 所	東京都世田谷区祖師谷6-8ほか
敷地面積	81.00~94.52m <sup>2</sup>
延床面積	79.21~90.12m <sup>2</sup>
構造規模	木造軸組工法2階建
住戸総数	12戸

## 協会だより

### 理事会開催状況

[理事会]

日時 令和4年6月7日(火)16:00~16:50  
場所 ホテルニューオータニ  
議事 会員の入会承認、第51回全国大会(福岡)、  
役員の補選、専務理事の選任等について  
審議を行った。

### 入会

#### 正会員

会社名 青木あすなろ建設(株)  
代表者 辻井 靖  
住所 〒101-0053 東京都千代  
田区神田美土代町1  
TEL 03-5419-1021  
FAX 03-5419-1023  
事業内容 あらゆる建設のニーズに対応できる  
総合建設業。



#### 賛助会員

会社名 GOGEN(株)  
代表者 和田 浩明  
住所 〒150-0002 東京都渋谷  
区渋谷2-19-15-609  
TEL 03-6363-3857  
事業内容 不動産売買特化型の電子契約サー  
ビス「Release」、購入支援サービス  
「ゼロテ」の企画・運用。



会社名 (株)テオリアハウスクリニック  
代表者 南山 和也  
住所 〒177-0053 東京都練馬  
区関町南4-16-19 南  
関町ビル2F  
TEL 03-5948-5332  
FAX 03-5927-4655  
事業内容 床下点検や白蟻施工後アフターで、  
OB客へのリフォーム営業機会創出  
を提供。



会社名 日本ファンディング(株)  
代表者 藤原 治  
住所 〒105-0001 東京都港区  
虎ノ門1-7-12  
TEL 03-6634-9998  
FAX 03-6830-6647  
事業内容 金融のプロが本気で作るこだわりの  
投資用不動産。全件保証会社の審査  
済み。



### 住所変更

会社名 (株)デュープレックス・ギャザリング  
新住所 〒110-0015 東京都台東区東上野1  
-11-7 SADOU HOSTEL  
新TEL 03-5834-3844  
新FAX 03-5834-3884

## 新専務理事紹介

7月1日、当協会に新専務理事  
が着任した。新専務理事の略歴  
は以下のとおり。

川崎 勝幸(かわさき まさゆき)

昭和37年1月生まれ、奈良県  
出身。



昭和61年4月、国土庁入庁。総務省総合通信  
基盤局電波部基幹通信課長、国土交通省近畿  
地方整備局用地部長、内閣官房国土強靱化推進  
室参事官、国土交通省土地・建設産業局総務  
課長、日本下水道事業団経営企画部長、国土  
交通省九州地方整備局副局長などを歴任。

令和2年1月、三井住友トラスト総合サー  
ビス(株)顧問。

## 協会だより

会社名 ファイベックス(株)  
新住所 〒104-0033 東京都中央区新川2-27-1 東京住友ツインビルディング東館18F  
TEL 03-5579-8291(従来どおり)  
FAX 03-5579-8292(従来どおり)

会社名 プラチナ出版(株)  
新住所 〒104-0031 東京都中央区京橋3-9-7 京橋鈴木ビル7F  
TEL 03-3561-0200(従来どおり)  
新FAX 03-6264-4644

### 代表者変更

会社名 (株)住宅王  
新代表者 齊藤 智一

会社名 (株)東都不動産  
新代表者 飯田 光昭

会社名 (株)細田工務店  
新代表者 野村 孝一郎

会社名 (株)レオパレス・リーシング  
新代表者 蘆田 茂

## 春の叙勲

令和4年春の叙勲の当協会関係の受章者は次のとおりです。

### 【叙勲】

◇湖中明憲 氏 旭日双光章  
昭和住宅(株)取締役会長  
当協会理事  
近畿住宅産業協会理事長



## 業務日誌

5月24日(火)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事ほかが出席。 (ホテルメトロポリタンエドモント)
26日(木)	・金融商品取引法セミナーを開催。(主婦会館+オンライン)
6月2日(木)	・(公財)東日本不動産流通機構理事会に牧山代表理事ほかが出席。(京王プラザホテル)
3日(金)	・(一財)不動産適正取引推進機構理事会に馬場会長が出席。(同機構)
6日(月)	・東京都「環境確保条例改正案」概要説明会を開催。(主婦会館+オンライン)
7日(火)	・理事会、定時総会を開催。(ホテルニューオータニ+オンライン)
8日(水)	・第104回全住協ゴルフコンペを開催。(霞ヶ関カンツリー倶楽部)
10日(金)	・不動産流通セミナー(兼全住協安心R住宅制度研修)を開催。(オンライン)
14日(火)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修兼制度説明会を開催。(主婦会館)
16日(木)	・新入社員研修2(基本行動定着研修)を開催。(オンライン)
17日(金)	・2DAYS DX実践型研修を開催。(オンライン)
20日(月)	・住生活月間中央イベント実行委員会に馬場会長が出席。(ホテルグランドヒル市ヶ谷) ・(一社)住宅生産団体連合会定時総会、理事会、創立30周年記念式典に馬場会長が出席。 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)

会報 全住協 通巻111号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会  
(令和4年7月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

## 全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は商品を提供している会員企業のうち2社の取扱商品をご紹介します。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

### (株)AXIAL FORCE：不動産重要書類ファイル

#### ロゴ、社名印刷に関わる版代無料



オリジナルの不動産重要書類ファイル、バインダーの初回製作時に必要な会社名やロゴの印刷に関わる版代を無料にさせていただきます。(データの支給はお願いいたします。) 100部から承ります。コストを抑えてクオリティは高いとご好評をいただいております。この機会にぜひご検討ください。

価格

全住協ビジネスネットワーク特典  
ロゴ、社名印刷に関わる版代無料

問合せ先 代表取締役：古川 昌利  
TEL 090-2744-1083 E-mail furukawa@axial-force.co.jp

### グッドモーニングコミュニケーション(株)： 間取り図・販売図面・地図などの不動産広告パーツの制作代行

**業界初！** 間取り図作成代りの  
オンラインショップ

発注まで  
**10分!**  
カンタン手順で  
気軽に注文可能!

- 1点から頼める
- 土日も対応
- すぐ出来る

間取り図屋さん

#### 業界初！間取り図等制作依頼のオンラインショップです。

全国の不動産会社様・印刷会社様・広告代理店様にご好評いただいている間取り図・物件資料・地図制作代行サービスのオンラインショップです。オンラインショップ型で発注に手間がなく、間取り図納品スピードも6時間~なので素早い広告打ち出しが販売促進につながります。料金は500円~、広告制作専用ソフトで高解像度できれいな仕上がります。不動産会社様のお声で多い「自社で間取り図制作すると時間もコストもかかる」というお悩みを解決いたします。

オンラインショップ型の制作依頼「間取り図屋さん」は人件費や通信費用を大幅カットし、低価格を実現しました。

- ・土日祝も対応しています。\*水曜定休
- ・別途サービスにてオリジナルデザインや大量発注のご相談もお受けしております。

価格

全住協ビジネスネットワーク特典

- ご新規様 1回限り 間取り図制作依頼1100円(税込)以上で1100円(税込)引きのクーポン発行 (2022年10月末までの注文に限る)
- ご新規様 1回1点限り 販売図面・募集図面制作依頼50%引きのクーポン発行 (2022年10月末までの注文に限る)
- ご新規様 1回1点限り 地図制作依頼50%引きのクーポン発行(2022年10月末までの注文に限る)

問合せ先 広報：池田 沙苗  
TEL 070-1409-3974 E-mail info@russ.jp